



これから 健康保険証のルールが変わります



2024年12月2日に従来の健康保険証は廃止となり、**「マイナ保険証」**の活用を基本とする制度に変わります。

※発行済みの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り最大1年間使用可能です。

マイナ保険証をご利用いただくには、加入者の皆様のマイナンバーを健康保険の資格情報と紐づける必要があります。

事業主様におかれましては、以下の点についてご協力を
 お願いします。

- 「資格取得届」「被扶養者異動届」については、
5日以内に日本年金機構へご提出を
お願いします。(※)
(※健康保険法施行規則上、事実発生から5日以内の届出の
提出が義務付けられています。)
- 上記の届出には、**マイナンバーの記載**を
お願いします。

詳しい受診方法は
こちらの動画を
ご覧ください。



2024年12月2日以降の受診方法

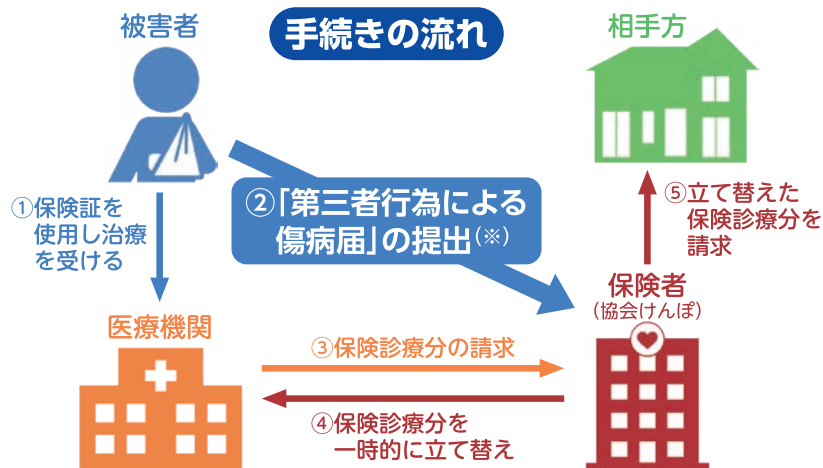
		年				2024年				2025年				2026年													
		月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
受診方法																											
保険証															経過措置期間終了 (12月1日)												
															※経過措置期間 終了後使用不可												
マイナ保険証																											
マイナポータル +マイナ保険証																											
医療機関等 でオンライン 資格確認が 利用できない 場合																											
資格情報のお知らせ +マイナ保険証																											
															※制度改正後使用可能												
資格確認書																											
															※制度改正後使用可能												



**第三者の行為によるケガで健康保険証を使用される場合は、
「第三者行為による傷病届」の提出が必要です!**

このような時は
届出が必要です

- ◆相手がいる交通事故にあった
◆自損事故の車に同乗した
◆他人が飼っている動物に咬まれた
◆他人からの暴力を受けた



(※) 保険証を使用された場合は、届出が義務付けられています。

届出はなぜ必要?

自動車事故等の第三者による行為によってケガをしたときの治療費は、本来、相手方（加害者）が負担しなければならないためです。



詳細、
「第三者行為による傷病届」
はこちらから



従業員の皆様へ周知をお願いします。

参加無料
ZOOM開催

協会けんぽ広島支部主催！ 健康経営セミナーのご案内



健康経営の基本から、取り組み企業の具体的な事例と共に、会社の「未来」を考える健康経営のヒントを提供します。無料のオンラインセミナーですので、是非お気軽にご参加ください。

開催日時 令和6年11月25日(月) 14:00～15:40

お申込みは
こちら



1

基調講演「どうするの？健康経営」

【講師】NPO法人健康経営研究会理事長 岡田 邦夫 氏

2

事例紹介 ～健康経営を実践する企業の実例～

講師2名＋特別ゲスト・事例紹介企業（株式会社マエダハウジング・株式会社八天堂）
によるパネルディスカッション

後日、
動画のアーカイブ配信
もごさいます。

※アーカイブ配信はこちらの
二次元コードからご確認
いただけます。

お問い合わせ先 健康経営セミナー運営事務局 TEL：03-6632-8431（受付時間：平日9:30～17:30）

従業員様の健診について お知らせ

生活習慣病予防健診以外の健診を
利用されている事業所様へのお願い 定期健康診断(事業者健診)の結果をご提供ください！

協会けんぽでは、健康増進に向けた取組として、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受けた加入者の皆様の健診結果データの提供をお願いしております。定期健診結果データの提供は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により義務付けられています。ご提供にあたり、事業者が個人情報保護に関する責任に問われることはありません。

健診結果を
提出する
メリット

- 1 健診結果に応じた健康サポート（特定保健指導）が無料で受けられます！
※生活習慣病発症リスクが高いと判断された方のみ。
- 2 事業所ごとの健康課題が見える化した「ヘルスケア通信簿」にデータが反映されます！
※作成は被保険者10名以上
- 3 インセンティブ制度の評価によって、保険料率の引き下げにつながる可能性があります！

インセンティブ制度
について詳しくは
こちらから



手続きは簡単
3
ステップ！

step1

HPから提供依頼書を
ダウンロード！



step2

提供依頼書を
記入

step3

協会けんぽに送付
協会けんぽが健診機関から
健診結果データを取得します

※健診機関がデータを作成できない等の理由で、健診結果（コピー）のご提供をお願いする場合があります。

従業員(被保険者)様に、生活習慣病予防健診の受診案内文書を送付しています

生活習慣病予防健診を利用されていない方、当支部に事業者健診結果データが提供されていない方については、
従業員(被保険者)様個人のご自宅宛に、生活習慣病予防健診の受診案内文書を送付します。(12月発送予定)

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2024年11月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30～17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS



協会けんぽ広島支部 LINE公式アカウントを はじめました！

健康づくりに関する情報を月2回配信します。
是非ご登録ください！

お友だち登録はID検索、
二次元コードから！

LINE ID
@kenpo_hiroshima

